

市の人口	
(平成5年8月1日現在)	
世帯数	61,870世帯(前月比13世帯減)
人口	182,253人(前月比54人増)
男	90,097人
女	92,156人

宇治市政だより

8/21
平成5年
(1993年)
第999号

発行 京都府宇治市
〒611 京都府宇治市
宇治琵琶33番地
☎(0774) 22-3141
編集 広 報 課
●毎月1日・11日・21日発行

土曜日もこれまでどおり 業務を行う施設	
福祉関連施設	
保育所、総合福祉会館、隣保館、玉池集会所、善法老人福祉センター、河原老人の家	
生活環境関連施設	
斎場、東宇治浄化センター、浄水場	
商工観光関連施設	
産業会館、市営茶室、観光センター、観光案内所	
教育施設	
小学校・中学校・幼稚園(以上は第2土曜日は休み)、青少年センター、育成学級	
社会教育施設	
公民館(土曜日は貸し館などの受け付けは行いません)、図書館、歴史資料館、文化会館	
体育・スポーツ施設	
体育館などの体育・スポーツ施設	
消防施設	
消防本部(情報管理課)、消防(分)署	
その他の施設	
コミュニティセンター、市民会館、ふれあいセンター	

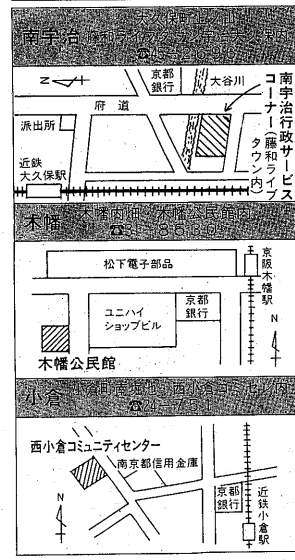
宇治市役所は、九月四日の土曜日から、毎土曜日が閉庁(休み)になります。市役所の窓口業務(戸籍、住民票、印鑑登録、税務、国民健康保険、国民年金など)や一般業務は休みになりますので、市民の皆さんのご協力をお願いします。

なお、保育所、図書館などの施設は、土曜日も、これまでどおり業務を行います(詳しくは左表をご覧ください)。

また、閉庁時でも、出生届、婚姻届、死亡届の受け付けや埋火葬許可証の発行は、市役所地下警備員室で行います。

宇治市役所は9月から 毎土曜日が休みに なります

行政サービスコーナー位置図



市役所地下警備員室

9月1日より、市役所地下警備員室で、出生届、婚姻届、死亡届の受け付けや埋火葬許可証の発行を行います。

市役所地下警備員室は、市役所地下1階にあります。

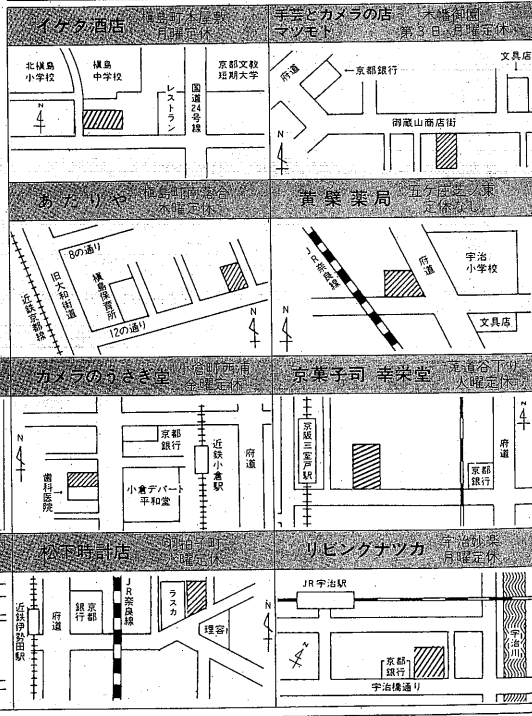
市役所地下警備員室の受付時間は、午前8時から午後5時までです。

市役所地下警備員室の受付場所は、市役所地下1階にあります。

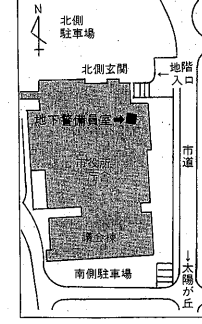
ご利用ください
行政サービスコーナー
市役所連絡所
電話予約制

市民課で扱っている窓口業務の一部は、市役所の窓口以外でも行っています。ぜひご利用ください。詳しくは市民課(☎内線2205)へ。

市役所連絡所位置図



市役所地下警備員室



9月1日より、市役所地下警備員室で、出生届、婚姻届、死亡届の受け付けや埋火葬許可証の発行を行います。

市役所地下警備員室は、市役所地下1階にあります。

市役所地下警備員室の受付時間は、午前8時から午後5時までです。

市役所地下警備員室の受付場所は、市役所地下1階にあります。

市役所連絡所

市役所連絡所は、市民課で扱っている窓口業務の一部を、市役所の窓口以外でも行っています。

市役所連絡所の受付時間は、午前8時から午後5時までです。

市役所連絡所の受付場所は、市役所地下1階にあります。

◆この宇治市政だよりは、再生紙を使っています。限りある資源を大切に◆

固定資産の評価が見直されます

地方税制が改正され、来年度の固定資産評価替えでは、主に土地についての評価が見直されます。あわせて、税負担の増加に対する様々な調整措置も実施されます。固定資産税のどこがどう変わるのかそのあらましをお知らせします。

固定資産税額は、毎年一月一日（課税期日）に於ける一、現在で、固定資産ある土地、家屋、債権貸渡所有の市町村に納める税す。固定資産税の土地、家屋については、その公的価値である総価額を三年ごとに見直し、これを評価額と言ひ、次は平成元年度より言ひ、来年度の評価額等は、土地相互の均衡、適正化、家屋については、前回の評価額を以降三年間、建築物の移動などによる変動を考慮して、耐用年数に応じて含むものと基本としています。

地価に対する国民の負担を軽減するため平成元年に地価基本法が定められ、公的土地相互の均衡と適正化が図れることになりました。この趣旨を踏まえ、来年度の固定資産税の土地の評価額等は、固定資産評価額、地価公価額の七割程度となることと目標にされました。これは、地価が急激に上昇した昭和五十年代の地価公示制度に対して、市町村と合意してあげたものであります。これにより、評価額は上昇することになり、評価額は、納税の税負担については、急激に地価が上昇した昭和五十年代の地価公示制度と比べて、軽減の趣意があります。

総務の適正な調整が講

評価額が3%
下がります

家屋の評価書入は、再建築価格方式という評価方法で実施します。これは、現在ある家屋と全く同じものか評価書入の年の一月一日時点で新築縮し、経過年数による減点補正率も改正されるなど、税負担が軽減されるよう調整されています。

◇

市・府民税
「ふるさと寄付金控除」を
新設

また今回の税制改正で、市町村税の交付金控除対象が適用され、平成6年度から適用される。これは、住民と自治体が連携してあるところを推進するものとして受け取られていくと、交付金控除と呼ばれている。新たな対象となるのは、今年1月1日以後に都府県、市町村に交付金1千万円以上の交付金のもと、1千万円を超えて所得証明の申請は、所得証明を忘れずに所得証明。非課税申請の申請には、使用目的、提出の先、必要とする年度などを

都市計画税にも
調整措置

都市計図説は、道路、公園、水道等の整備に必要な用地に充てるための目的税で、これについても、土地に地代の課税標準の特例措置が入る。また家屋に対しては、資産税と同様に、耐用年数短縮などが行われ、税負担は急には

問い合わせ先
資産税課
(云内線2127)

このように、土地の評価
上昇が税負担の急激な増加
とならないように、土地
家屋に対する固定資産税と
計画税を合わせた税負担
について、総合的で適切な調
整措置を講じ、全体としての
税負担の増加を極力抑えてい
たい。これをめざす。

固定資産税の土地評価の適正等に伴う税負担の調整措置

土地關係

①住宅用地に係る課税標準の特例措置が拡充されます

	〈現 行〉	〈改正後〉
・一般住宅用地	評価額の1/2	→ 評価額の1/3
・小規模住宅用地(200㎡まで)	評価額の1/4	→ 評価額の1/6

②評価の上昇割合の高い宅地に課税標準の特例措置が導入されます

- ・上昇率が 1.8倍を超え4倍以下のもの…①の措置後の価格の3/4
- ・上昇率が 4倍を超え7.5倍以下のもの…①の措置後の価格の2/3
- ・上昇率が 7.5倍を超えるもの …①の措置後の価格の1/2

③宅地について、よりなだらかな税負担となるような負担調整が実施されます

	上 昇 率 (※)	負担調整率		上 昇 率 (※)	負担調整率
住宅用地	1.8倍以下のもの	1.05	非住宅用地	1.8倍以下のもの	1.05
	2.4倍を超え 2.4倍以下のもの	1.075		1.8倍を超え 2.4倍以下のもの	1.075
	2.4倍を超え 3倍以下のもの	1.1		2.4倍を超え 3倍以下のもの	1.1
	3倍を超え 5倍以下のもの	1.15		3倍を超え 5倍以下のもの	1.15
	5倍以上のもの	1.2		5倍を超え 9倍以下のもの	1.2
				9倍を超えるもの	1.25

※①と②による数置を5年度課税標準額で割ったもの

早見表 ①～③の措置が講じられると、平成6年度から8年度までの各年度の固定資産税は次のとおりになります

〈計算式〉前年度の課税標準額×負担調整率×税率(1.4%)=当年度の税額

評価の上昇割合		負担調整率	評価の上昇割合		負担調整率
住宅	3.6倍以下のもの	1.05	非住宅用地	2.4倍以下のもの	1.05
宅	3.6倍を超え 4.8倍以下のもの	1.075		2.4倍を超え 3.2倍以下のもの	1.075
用	4.8倍を超え 6.75倍以下のもの	1.1		3.2倍を超え 4.5倍以下のもの	1.1
地	6.75倍を超え 15倍以下のもの	1.15		4.5倍を超え 10倍以下のもの	1.15
	15倍を超えるもの	1.2		10倍を超え 18倍以下のもの	1.2
				18倍を超えるもの	1.25

○以下の評価の改正により、税負担が軽減されます

①家屋の耐用年数の短縮

- | | |
|--------------|-----------|
| ・木造住宅 | 24年 → 20年 |
| | 32年 → 25年 |
| ・非木造 住宅・アパート | 70年 → 60年 |
| 事務所 | 50年 → 45年 |
| 工 場 | 40年 → 35年 |

②非木造住宅・アパートの
初期減価の引き下げ

〈現行〉〈改正後〉
0.9 → 0.8

③在来分家屋(既に課税対象となっている家屋)の3%減価

都市計画税

○住宅用地に係る課税標準の特例措置が導入されます

- ・一般住宅用地 …価格の2/3
- ・小規模住宅用地…価格の1/3

○固定資産税と同様の税負担の調整措置が導入されます

- ・評価の上昇割合の高い宅地に課税標準の特別措置を導入
- ・よりなだらかな負担調整措置
- ・家屋に係る耐用年数の短縮など

市民のひろば

人▼申し込み…8月31日(火)までに保健予防課(☎内線22

参加は無料、直接会場へ。
女生ノフトボーレ教室

初めやす 8月分

品名	規格	平均価格	価格状況	
			対前月比	対前年比
売り	121			
1箱 スプーチン	104	2.0	▲12.6	▲2.4
ランプ 0m	210	2.9	▲1.4	
3m	134	▲4.3	▲10.1	
	840	-0.8	4.0	
5用 100g	390	▲1.8	3.4	
100g	33	10.0	37.5	
約1kg	417	69.5	204.4	
ビマック 3箱	132	9.6	10.9	
タビ 1kg 1.9g	501	▲8.1	▲15.8	
マンロー 1箱 10	264	0.4	▲9.9	▲9.9
1kg	224	3.2	▲2.6	
ワラワー 1kg 粉	186	▲2.1	▲6.5	
エッセラ 150g	1,041	0	3.3	
1kg	369	▲2.6	▲6.3	
ソッ	201	0	▲2.4	
込み			▲4.8	

**乳幼児の医療費を
助成します**

手続きはお早めに

己首振金の、面に出で落つてこ
にの保護者旨めに牛乳給さす
へ、**対多** 牛乳市に住民登録が
外国人登録があり、医療保険
者法による被保険者が被扶養
者になつてゐる、2歳未満の
幼児(10月1日)の誕生未済
が廃止されますので、申請で
ませしん。

全続き方法 8月15日の時
点で格のある乳児は已に申
請済みとなりますので、郵送が
健康保険窓口で申請。8
月16日以後に出生が申渡した
乳児については、司馬が市

235

